

マンスリー・レビュー

2025.10



CONTENTS

視点	単価引き上げと総額抑制の両立を求められる医療費 日本総合研究所 調査部 成瀬道紀 …	1
経済トピックス	回復の遅れが懸念される住宅着工 日本総合研究所 調査部 堤 貴裕 …	2
社会トピックス	外国人向け免税店制度見直しの背景と今後の展望 日本総合研究所 調査部 高坂晶子 …	4
アジアトピックス	グローバルサプライチェーンからみる半導体関税 日本総合研究所 調査部 室元翔太 …	6
KEY INDICATORS		8

本誌は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本誌は、作成日時点で弊行および弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行および弊社で保証する性格のものではありません。また、本誌の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。

ご利用に際しましては、お客さまのご自身の判断にてお取り扱いくださいますようお願い致します。本誌の情報に基づき起因してご閲覧者様および第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先、弊行および弊社は一切責任を負わないものとします。

本誌の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。

単価引き上げと総額抑制の両立を求められる医療費

新型コロナ禍後の物価・賃金の上昇（インフレ）を受けて、医療機関から診療報酬の大幅な引き上げを求める声が強まっています。そもそも保険診療では、公定価格である診療報酬で単価が定められているため、医療機関は人件費、委託費、光熱費等の諸経費が上昇しても、自ら価格転嫁することができません。診療報酬は2年に1度改定されており、直近の2024年度は、医療機関の経営原資となる診療報酬本体の改定率が+0.88%と、近年としては高い水準となりました。もっとも、2023年度と2024年度の消費者物価上昇率（インフレ率）はともに+3.0%であり、+0.88%の改定率ではここ2年分のインフレに対応できていないのはもちろん、1年分のインフレ率よりもはるかに低く、実質ベースでは大幅なマイナス改定であったといえます。こうしたなか、足元で医療機関の経営状況が悪化しています。

他方、高齢化等で現役世代の社会保険料負担が増加するなか、医療費総額の抑制を求める声が強まっています。国民医療費は1992年度から2022年度の30年間で、23.5兆円から46.7兆円と約2倍に増加し、対GDP比でも4.9%から8.2%に上昇しました。このため、保険料率の上昇が続いており、現役世代を中心に負担感が増えています。本年7月に行われた参院選では、現役世代の投票率が上昇し、減税や社会保険料の抑制による手取り増加を訴える政党が議席数を大きく伸ばしました。

診療報酬引き上げと医療費総額の抑制の両立は難しい課題ですが、その実現のためには医療サービスの効率化が不可欠です。政府も、本年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針）で、以下の四つの具体策を掲げています。一つ目は、OTC類似薬の保険給付の見直しです。OTC類似薬とは、風邪薬や湿布などOTC医薬品（市販薬）に類似しつつも、医師の処方箋が必要な医薬品です。現状OTC類似薬は保険給付の対象とされており、医療機関を受診すると1～3割の自己負担で入手できます。これを保険給付対象外とすることで、直接薬局に行き薬剤師と相談して市販薬を購入する患者が増え、外来受診回数が減少すると期待されます。二つ目は、フォーミュラの整備です。フォーミュラとは、経済性を考慮した医薬品の使用方針です。これまで、医師が必要性の低い薬や、効果は他の薬と同等なのに価格が高い薬を処方するケースが問題とされてきました。フォーミュラの整備と活用により、医師の処方が標準化・効率化されることが期待されます。三つ目は、病床削減です。わが国の病床数は国際的に突出しています。病床数が多過ぎると、病院は病床稼働率を維持するために、退院を遅らせようとしがちになると考えられます。病床の削減により、平均在院日数の短縮が進むと期待されます。四つ目は、医療DXです。例えば、カルテを電子化し、患者情報をすべての医療機関で共有可能とすることで、異なる医療機関での重複した検査の回避などが期待されます。

このような医療サービスの効率化策は、これまでも度々提唱されてきましたが、なかなか実現しなかった経緯があります。診療報酬引き上げと医療費総額の抑制の両立が求められる足元の難局は、抜本的に改革を進める好機ともいえましょう。（成瀬）

■ 回復の遅れが懸念される住宅着工

わが国の新設住宅着工戸数は、2024年には年率80万戸前後で一進一退の推移でしたが、2025年の春先に急激に増加した後、大幅に落ち込んでいます。足元にかけても持ち直しは限定的で、先行き予断を許さない状況にあります。

以下では、新設住宅着工戸数の変動要因を整理したうえで、今後の行方を展望しました。

法改正により住宅着工は急変動

新設住宅着工戸数（季節調整値、年率）は2025年3月に108万戸に急増した後、4月には62万戸、5月には52万戸と過去最低水準に落ち込みました。直近の7月も71万戸にとどまり、回復は限定的です（図表1）。用途別にみると、着工の大部分を占める持ち家や貸家の落ち込みが顕著です。こうした変動の背景には、2025

年4月に施行された二つの法改正の影響が指摘できます。

第1に、建築物省エネ法改正による省エネ基準厳格化です。これまで届け出義務や努力義務にとどまっていた新築住宅について、省エネ基準の適合が義務付けられました。これにより、新築住宅は一定以上の省エネ性能を求められるだけでなく、行政庁や省エネ判定機関による審査が必要となるケースが大幅に増加しました。

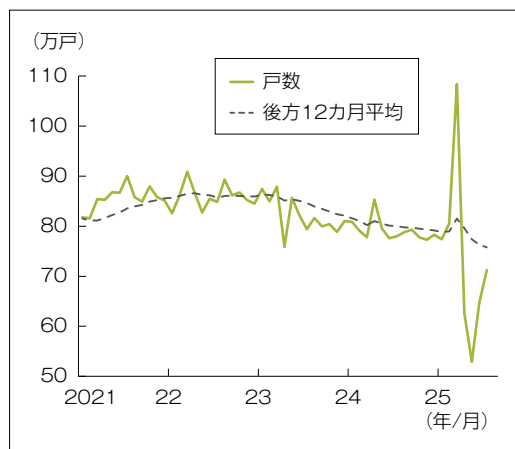
第2に、建築基準法の改正による審査対象の拡大です。2階建て以下、延べ面積500㎡以下など、これまで特例により一部審査が省略、ないしは建築確認の対象外となっていた一般的な住宅の多くが、法改正により厳密な審査や建築確認申請を求められるようになりました。

法改正による変更は、4月以降に着工する住宅に適用されるため、申請・認可手続きに関する負担増加への懸念が高まりました。この結果、改正法が施行される4月より前に着工を前倒しする駆け込み需要が生じ、4月以降にその反動が現れた格好です。

申請手続きの負担とコスト増が重し

当面を展望すると、制度変更による住宅着工への下押し圧力は徐々に弱まるとみられるものの、その回復ペースは緩慢にとどまる見込みです。政府は、改正事項の周知やサポート体制の構築など、審査や建築確認の対象拡大を見越して負担

図表1 新設住宅着工（季調値年率）



（資料）国土交通省「建築着工統計調査」を基に日本総合研究所作成

軽減の取り組みを進めてきましたが、急激な審査需要の増加を受けて、足元では審査機関による申請の処理が追いついていない状況です。建築確認の申請処理状況をみると、申請件数から交付件数を差し引いた要処理件数は2025年5月時点の推計で2万件近くへ増加しています。このような審査に要する期間長期化などが着工戸数回復の重しとなる見込みです（図表2）。

加えて、住宅建設業者・販売会社など関係各所の申請手続きに係る負担の増加も、着工の制約要因となる可能性があります。法改正による省エネ基準・建築基準の審査への対応は、豊富な経営資源を抱える大企業では比較的円滑に進むとみられるものの、規模が小さい事業者など

では、審査機関に提出する資料の作成や追加の申請手続きが業務上の負担となるケースもあり、それが着工の遅れにつながる可能性があります。

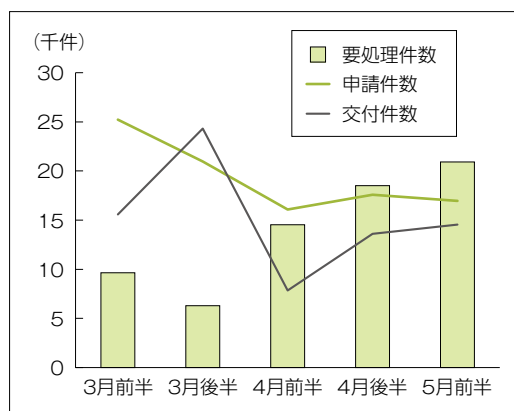
供給制約も着工の逆風

こうした法改正による下押し影響だけでなく、着工を巡るコストが高止まりしていることも回復の重しとなる見込みです。建築資材の価格高騰などを受けて、住宅の工事原価は、2025年7月には2020年平均に比べて約1.3倍近くへ上昇しています。

さらに、建設業の深刻な人手不足も長期的に着工を下押しする一因です。2025年6月の日銀短観の雇用人員DI（人手過剰感－人手不足感）では、建設業が▲60ポイントと、全業種平均の▲35ポイントに比べても極めて深刻な人手不足となっています。民間居住用持ち工事高をみると、2022年以降上昇傾向にあり、法改正に伴う駆け込み需要が生じる前から、供給制約で思うように消化できない工事案件が積み上がる方向にあります。

こうした状況を踏まえると、本年の着工戸数は近年の平均的な水準である80万戸を下回る可能性が高く、景気に対しても住宅投資の減少を通じてマイナスに作用する可能性があります。トランプ関税などで外需が期待できないなか、頼みの内需にも不安材料を抱える格好であり、今後の住宅着工の回復状況を注視する必要があります。（堤）

図表2 建築申請に関する要処理件数の推移（2025年）



（資料）国土交通省「改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に関する連絡会議」

（注）申請件数・交付件数は3月以降に受け付けを行った案件を集計し、回答率で割り戻して推計。要処理件数は3月以降の申請件数の累計から交付件数の累計を差し引いて算出。



外国人向け免税店制度見直しの背景と今後の展望

今年度の税制改正で免税店制度が見直され、2026年11月から新たに「リファンド方式」が導入される予定です。観光立国を目指すわが国は、インバウンド誘致の方策として免税店制度を活用してきましたが、不正利用や店舗の負担増大といった問題点も顕在化してきたため、大幅な見直しに踏み切ることとなりました。以下では、制度変更の内容や背景、期待される効果等について概観します。

税制改正の主なポイント

今回の税制改正の主なポイントとして以下の3点が挙げられます（図表1）。

最大の変更点は、新たな免税方式の導入です。現状、免税店は要件を満たした購入者に消費税相当額を差し引いて商品を引き渡しますが、リファンド方式は、店頭では税込み価格で販売し、後日、出国検査で当該物品の国外持ち出しが確認された場合に限り免税が受けられる仕組

みに変わります。購入物品の確認や返金手続きは、免税店と税関が国税庁システムを介して交換する購入記録情報と税関確認情報に基づいて行われ、取引実態の把握が容易になります。

第2に、免税対象品の範囲の見直しです。現在の免税対象は一般物品と消耗品（家庭薬や化粧品、菓子等）に大別され、消耗品については、購入金額の上限、および国外持ち出しを確認しやすくするための特殊包装がされています。新制度のもとでは物品区分が撤廃され、買い控えを招く上限金額や手間のかかる特殊包装も不要となります。

第3に、販売手続きの見直しです。現状、免税要件を確認するために、免税店に課されている購入者の滞在期間や在留目的等の確認と書類保存の義務が緩和されます。他方、高額商品の購入記録情報については、持ち出し確認を厳正に行うため、ブランド名や素材、デザイン、シリアルナンバー等の詳細情報の登録が必須となります。

図表1 2025年税制改正における免税店制度見直しの概要

改正項目	主な内容
新たな免税方式の導入	店頭では税込みで販売し、出国検査で当該商品の持ち出しが確認された後に返金するリファンド方式へ移行
免税対象品の範囲の見直し	一般物品と消耗品の区分の廃止（消耗品の特殊包装、1日当たり購入上限金額の廃止）、用途要件の廃止
免税販売手続きの見直し	免税品購入対象者の提示すべき書類、店舗の保存義務の見直し 高額商品に関する詳細情報の記載の義務化

（資料）国税庁「輸出物品販売場制度に関するQ&A」（リファンド方式・概要編）2025年4月等に基づき、日本総合研究所作成

制度見直しの背景

政府は2014年以来、インバウンド消費の拡大に向けて免税店制度を拡充し、最低購入額の引き下げや一括手続きカウンターの開設等を実現してきました。この結果、2024年のインバウンド旅行消費額は8.1兆円と、2014年の約4倍に達しています。また、免税店も全国に普及し、2014年から10年間の店舗数は、3大都市圏で約9倍、地方圏で約14倍に増加しました（図表2）。

こうした成果にもかかわらず、制度の見直しが行われる背景としては、次の2点が挙げられます。第1は、消費税の不正還付や購入物品の転売といった制度の不正利用の横行です。不正還付は、販売時に受け取った消費税から仕入れ時に支払った消費税を差し引いてマイナスとなる場合に還付が受けられる税制を悪用し、免税販売を偽装して還付金を得ようとするものです。また転売は、国外持ち出しが必須である免税購入品を国内で売却しておきながら、消費税の納付を免れるものです。本来は出国時に当該物品を携行していない場合、税関で消費税が徴収される決まりですが、出国検査や消費税の納付を回避するケースが後を絶ちません。

第2は、免税店の負担の大きさです。

免税店は購入要件や物品区分の確認、不正行為の判定、購入記録の作成等、様々な作業を担っています。マニュアルの整備や一部手続きの自動化等の対策が講じられているものの、インバウンドの増加や人手不足も影響し、店舗にかかる負担が増しています。さらに、転売目的を見抜けなかった免税店側に多額の追徴課税が課されるケースも相次ぎ、制度の見直しを求める声が高まっていました。

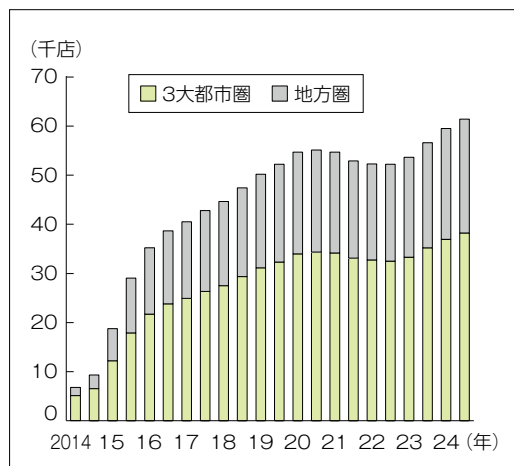
新制度への期待と課題

新制度で期待される効果として、まず、不正事案の減少が挙げられます。リファンド方式のもとで免税を受けるには、出国時の税関検査が必須となるため、転売の把握が容易となります。また、チェックの強化により免税販売の偽装も難しくなります。次に、税関の役割が増すことで、従来免税店が担ってきた作業負担の軽減も期待されます。

今後は、免税購入品の持ち出しを確認する仕組みの構築が大きな課題であり、空港等の混雑・混乱を避けつつ厳正にチェックする仕組みが求められます。また、これまで免税品販売を敬遠してきた地方圏の小規模店舗に作業負担の減少を周知し、参入を促す取り組みも重要です。

わが国観光はインバウンドを柱に成長を遂げている一方、観光客数・消費額とも都市圏に集中しています。地方圏にもメリットが行き渡るようにするには、各地の名産品や伝統工芸品の販売促進を図ることが重要であり、新たな免税店制度の幅広い活用が望まれます。（高坂）

図表2 3大都市圏と地方圏の免税店数の推移



（資料）観光庁「都道府県別消費税免税店数の分布」（2024年9月30日現在）に基づき、日本総合研究所作成

（注）調査時点は、2019年まで4月1日と10月1日、2020年以降は3月31日と9月30日。

■ グローバルサプライチェーンからみる半導体関税

米国のトランプ大統領は、相互関税や違法薬物対策関税、個別品目関税などの措置を相次いで導入してきました。8月には、一時停止されていた相互関税の上乗せ税率が再度適用開始され、今後の関税措置の強化には主に個別品目関税の拡大が用いられる公算です。アジア経済への影響を考えるうえでは、本稿執筆時点で詳細が判然としない半導体関税が最大の注目点です。以下では、半導体関連製品のサプライチェーンにおけるアジア各国・地域の位置づけを踏まえて、半導体関税がアジア経済へ及ぼす影響について検討します。

現時点の関税影響は僅少

OECDによれば、半導体関連製品のサプライチェーンは四つの工程に大別することができ、①シリコンウェハー、②半導体チップやプリント基板など、③自動車用・航空機用など各用途向けの中間電子製品、④コンピューターや電話機などの最終電子製品、の順に工程が進んでいきます。本稿執筆時点では、半導体関税が発動していないことに加え、米国の大統領覚書により、これらすべての工程の製品の大宗が相互関税の対象から除外されています。そのため、現時点で半導体サプライチェーン全体がトランプ関税による悪影響を免れており、台湾などの半導体・電子製品輸出への依存度が高い国・地域で高成長が続いています。

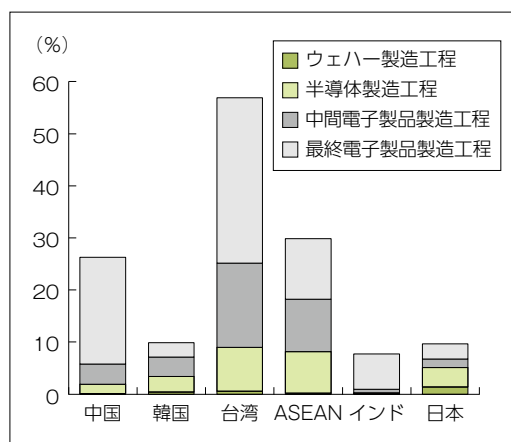
関税の適用範囲によって異なる影響

半導体関税の導入による各国・地域の

対米輸出への影響を検討するに当たっては、製造工程のどの範囲に適用されるかが極めて重要になります。アジア各国・地域の各工程に関連する投入財、製造設備、生産物の対米輸出をみると、半導体チップやその原材料となるシリコンウェハーの占める割合は小さいことが分かります（図表1）。一方、半導体を使用した中間・最終電子製品の割合は大きく、とくに台湾では対米輸出総額の5割程度、中国やASEANでは同2割程度に上ります。

また、個別製品への関税賦課の影響を検討するに当たっては、製品の性質の差に注目することも重要です。ノートパソコンやスマートフォンなどの最終電子製品は、最終消費者が直接的に価格上昇に直面することから、関税賦課による価格上昇を受けた需要の減退につながりやすいと考えられる一方、半導体チップのよ

図表1 半導体関連の対米輸出



（資料）UN Comtrade、OECDを基に日本総合研究所作成
 （注）データは2023年。中国には香港を含む。台湾は、その他アジアの計数を使用。

うな中間投入製品は、最終製品への需要が損なわれない限り、大幅な需要減退に直面しにくいと考えられます。

以上を踏まえれば、半導体サプライチェーンの上流に位置する半導体チップそのものへの追加関税によるアジア各国・地域の経済全体への直接的な悪影響は限定的とみられる一方、最終電子製品などへ追加関税の適用範囲が及ぶ場合には、台湾やASEANなどの対米輸出が大きく減少することが懸念されます。

供給網を通じてアジア域内貿易に影響

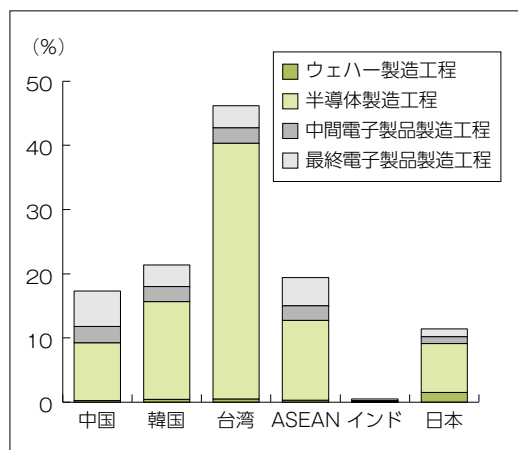
さらに、アジア各国・地域経済への間接的な悪影響も懸念されます。半導体関連製品のサプライチェーンの下流に位置する最終電子製品の需要が損なわれれば、その前工程である中間電子製品、半導体チップ、シリコンウェハのすべての製造工程の生産・流通に影響が生じることになります。アジア各国・地域は、世界最大の消費市場である米国へ多くの中間・最終電子製品を輸出していますが、同製品の製造に係る前工程はアジア域内で分業生産しています。実際に、アジア域内における半導体関連製品の貿易量をみると、中間・最終電子製品の前工程に当たる半導体チップを中心に相当量の貿易を行っており、各国・地域の輸出総額に対して、台湾では5割弱、中国、韓国、ASEANでは2割前後、日本では1割程度の製品を輸出しています（図表2）。そのため、とくに半導体関税の適用範囲に最終電子製品が含まれる場合には、直接的な対米輸出の大幅下振れに加え、間接的

なアジア域内貿易の縮小を通じて、各国・地域の経済に大きな悪影響が生じることになります。

そのため、アジア各国・地域経済を考えるに当たっては、トランプ政権による半導体関税の適用範囲を十分に見極める必要があるといえます。もっとも、追加関税の適用範囲が上流の半導体チップに限定される場合も、楽観はできません。米国の対アジア貿易赤字額の3割近くを中間・最終電子製品が占めることから、トランプ政権の貿易赤字解消に向けた強硬なスタンスが続く限り、中間・最終製品に対する高関税のリスクはくすぶり続けることになります。アジア各国・地域においては、中長期的な視点でサプライチェーンの再編も含むリスク低減に向けた取り組みも検討課題となりましょう。

（室元）

図表2 半導体関連のアジア域内輸出



（資料）UN Comtrade、OECDを基に日本総合研究所作成
（注）データは2023年。中国には香港を含む。台湾は、その他アジアの計数を使用。アジア域内は、中国、NIEs、ASEAN、インド、日本の合計として集計。

KEY INDICATORS

(2025年9月12日現在)

● 日 本 ●

(%)

	2024年度	2025年		2025年			
		1～3	4～6	5月	6月	7月	8月
鉱工業生産指数	(▲1.4)	〈▲0.3〉 (1.0)	〈0.4〉 (0.9)	〈▲0.1〉 (▲2.4)	〈2.1〉 (4.4)	〈▲1.2〉 (▲0.4)	
鉱工業出荷指数	(▲1.9)	〈▲0.1〉 (1.0)	〈1.2〉 (0.5)	〈2.4〉 (▲2.3)	〈▲0.8〉 (3.8)	〈▲2.1〉 (▲1.7)	
鉱工業在庫指数 (末)	(▲0.7)	〈1.0〉 (▲0.7)	〈▲2.8〉 (▲3.1)	〈▲1.8〉 (▲3.1)	〈▲0.3〉 (▲3.1)	〈0.9〉 (▲2.4)	
生産者製品在庫率指数	(1.4)	〈▲1.5〉 (0.7)	〈0.7〉 (0.1)	〈▲1.1〉 (1.7)	〈0.9〉 (▲1.8)	〈0.1〉 (1.1)	
稼働率指数 (2020年=100)	101.9	103.7	103.7	105.0	103.1	102.0	
第3次産業活動指数	(1.4)	〈1.4〉 (1.7)		〈0.3〉 (1.6)	〈0.5〉 (3.3)		
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	(3.7)	〈3.9〉 (5.6)		〈▲0.6〉 (4.4)	〈3.0〉 (7.6)		
建設工事受注 (民間) 公共工事請負金額	(8.9) (3.2)	(11.5) (▲3.6)	(48.4) (9.5)	(19.2) (4.0)	(30.3) (10.8)	(▲29.4) (9.5)	(2.7)
新設住宅着工戸数 (年率、万戸)	81.6 (2.0)	88.8 (13.3)	60.1 (▲25.6)	52.9 (▲34.4)	64.7 (▲15.5)	71.2 (▲9.7)	
百貨店売上高 全国	(4.0)	(▲0.1)	(▲6.5)	(▲7.0)	(▲7.8)	(▲6.2)	
チェーンストア売上高 東京	(4.7)	(▲0.4)	(▲8.8)	(▲9.1)	(▲10.6)	(▲10.0)	
完全失業率	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.3	
有効求人倍率	1.25	1.25	1.24	1.24	1.22	1.22	
現金給与総額 (5人以上)	(3.0)	(2.2)	(2.4)	(1.4)	(3.1)	(4.1)	
所定外労働時間 (//)	(▲2.5)	(▲2.3)	(▲2.4)	(▲1.0)	(▲3.0)	(▲3.0)	
常用雇用 (//)	(1.2)	(1.7)	(1.6)	(1.7)	(1.5)	(1.4)	
M2 (平残)	(1.4)	(1.1)	(0.7)	(0.6)	(0.8)	(1.0)	(1.3)
広義流動性 (平残)	(3.3)	(3.4)	(1.7)	(1.5)	(1.5)	(1.6)	(1.9)
経常収支 (兆円)	30.44	7.56	7.04	3.44	1.35	2.68	
前年差	4.28	1.07	0.14	0.49	▲0.42	▲0.64	
貿易収支 (兆円)	▲4.01	▲1.67	▲0.09	▲0.52	0.47	▲0.19	
前年差	▲0.33	▲0.35	1.07	0.58	▲0.11	0.27	
消費者物価指数 (除く生鮮食品)	(2.7)	(3.1)	(3.5)	(3.7)	(3.3)	(3.1)	

(%)

	2024年度	2024年				2025年	
		1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6
業況判断DI 大企業・製造		11	13	13	14	12	13
非製造		34	33	34	33	35	34
中小企業・製造		▲1	▲1	0	1	2	1
非製造		13	12	14	16	16	15
売上高 (法人企業統計)	(3.6)	(2.3)	(3.5)	(2.6)	(2.5)	(4.3)	(0.8)
経常利益	(7.5)	(15.1)	(13.2)	(▲3.3)	(13.5)	(3.8)	(0.2)
実質GDP (2015年連鎖価格)	(0.7)	〈▲0.2〉 (▲0.8)	〈0.5〉 (▲0.7)	〈0.6〉 (0.8)	〈0.5〉 (1.2)	〈0.1〉 (1.7)	〈0.5〉 (1.7)
名目GDP	(3.7)	〈0.0〉 (2.2)	〈2.0〉 (2.4)	〈0.9〉 (3.2)	〈1.2〉 (4.1)	〈0.9〉 (5.1)	〈1.6〉 (4.7)

注：〈 〉内は季節調整済み前期比、()内は前年（同期（月））比。

● 米 国 ●

	2024年	2024年	2025年		2025年		
		10～12	1～3	4～6	6月	7月	8月
鉱工業生産	(▲0.3)	〈▲0.3〉 (▲0.3)	〈1.0〉 (1.2)	〈0.4〉 (1.0)	〈0.4〉 (0.8)	〈▲0.1〉 (1.4)	
設備稼働率	77.6	77.1	77.6	77.6	77.7	77.5	
小売売上高	(2.6)	〈1.8〉 (3.9)	〈0.4〉 (4.5)	〈0.7〉 (4.2)	〈0.9〉 (4.4)	〈0.5〉 (3.9)	
失業率（除く軍人、％）	4.0	4.1	4.1	4.2	4.1	4.2	4.3
非農業就業者数（千人） （前期差、前月差）	2,081	509	521	280	▲13	79	22
消費者物価指数	(2.9)	〈0.7〉 (2.7)	〈0.9〉 (2.7)	〈0.4〉 (2.4)	〈0.3〉 (2.7)	〈0.2〉 (2.7)	〈0.4〉 (2.9)

	2024年	2024年				2025年	
		1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6
実質GDP （連鎖ウェイト方式）	(2.8)	{1.6} (2.9)	{3.0} (3.0)	{3.1} (2.7)	{2.5} (2.5)	{▲0.5} (2.0)	{3.3} (2.1)
経常収支（億ドル、年率） 名目GDP比	▲11,853 ▲4.1	▲10,434 ▲3.6	▲11,452 ▲3.9	▲13,047 ▲4.4	▲12,479 ▲4.2	▲18,007 ▲6.0	

注：{ } 内は季節調整済み前期比年率、〈 〉内は季節調整済み前期比、
（ ）内は季節調整済み前年比。ただし、消費者物価指数および暦年の前年比は原数値。

● アジア ●

実質GDP成長率（前年比、前年同期比、％）

	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中国
2023年	1.6	1.3	3.2	1.8	2.0	3.5	5.0	5.5	5.4
2024年	2.0	4.3	2.5	4.4	2.5	5.1	5.0	5.7	5.0
2024年1～3月	3.4	6.6	2.8	3.2	1.7	4.2	5.1	5.9	5.3
4～6月	2.2	4.9	3.1	3.4	2.3	5.9	5.0	6.5	4.7
7～9月	1.4	4.2	1.9	5.7	3.0	5.4	4.9	5.2	4.6
10～12月	1.1	3.8	2.4	5.0	3.3	4.9	5.0	5.3	5.4
2025年1～3月	0.0	5.5	3.0	4.1	3.2	4.4	4.9	5.4	5.4
4～6月	0.6	8.0	3.1	4.4	2.8	4.4	5.1	5.5	5.2

貿易収支（100万米ドル）

	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中国
2023年	▲10,346	80,788	▲59,336	52,959	▲3,435	47,298	36,899	▲52,592	822,102
2024年	51,842	80,630	▲48,486	47,316	▲4,783	30,544	31,349	▲54,328	992,577
2024年6月	8,251	4,696	▲7,137	2,340	411	3,046	2,519	▲4,336	99,037
7月	3,620	4,860	▲2,797	4,654	▲1,134	1,452	671	▲4,878	85,479
8月	3,588	11,501	▲4,250	4,419	579	1,440	2,775	▲4,395	91,553
9月	6,442	7,126	▲6,829	4,149	681	3,017	3,231	▲5,103	81,757
10月	3,169	7,040	▲3,990	3,581	▲471	2,781	2,483	▲5,815	95,717
11月	5,570	7,941	▲5,576	4,883	▲22	3,346	4,367	▲4,936	97,326
12月	6,493	6,060	▲4,438	2,967	127	4,320	2,239	▲4,146	105,176
2025年1月	▲1,869	10,064	267	3,743	▲1,880	820	3,492	▲4,926	138,091
2月	4,001	6,631	▲4,667	5,498	1,988	2,841	3,095	▲2,974	31,279
3月	4,780	6,930	▲5,835	3,550	973	5,588	4,327	▲4,513	102,240
4月	4,856	7,397	▲2,062	8,750	▲3,321	1,163	159	▲3,973	95,984
5月	6,955	12,619	▲3,503	4,534	1,116	178	4,302	▲3,632	103,079
6月	9,122	12,077	▲7,508	6,652	1,062	1,983	4,104	▲4,396	114,597
7月	6,550	14,342	▲4,347	5,501	322	3,537	4,174	▲4,049	98,245
8月	6,514	16,829							102,329



マンスリー・レビュー 2025年10月号

発行日 2025年10月1日
発行 株式会社 三井住友銀行
企画・編集 株式会社 日本総合研究所 調査部
E-mail 100790-inquiry@mljri.co.jp